

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

総合健診システムへの外部者のアクセスを防止するため、ユーザ認証(ユーザID、生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。万一の不正操作があった場合も想定し、アクセスログをチェックし、早期発見、被害の拡大防止に迅速に対応できるようにしている。当該システムのサーバーは、入退室管理するサーバー室内においてラックに施錠した上で管理している。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に定めのある健康診査、検診事業について、個人情報ファイルを基に対象者を抽出し、以下のようにデータ入力、管理等を実施。 ①骨粗鬆症検診の受診者につき、測定値等のデータを総合健診システム（以下「システム」という）に入力・管理する。 ②区民歯科健診受診者につき、歯周疾患検診にかかる部分の結果データをシステムに入力・管理する。 ③健康診査事業として、40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人の健診受診者分の結果データをシステムに入力・管理する。 ④肝炎ウイルス検査受診者につき、結果データをシステムに入力・管理する。 ⑤がん検診受診者につき、結果データをシステムに入力・管理する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関・検診会場（以下、検診施設等）において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、医療機関から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。
③システムの名称	総合健診システム（健康かるて）、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○情報照会 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 ○情報提供 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 健康推進係 Tel. 5211-8171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 健康推進係 Tel. 5211-8171
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、健康増進事業の実施に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☒ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、全職員向けに、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修と個人番号利用事務系システムの取り扱い権限のある職員向け、マイナンバー制度及び情報連携に関する研修を実施し、受講確認を行っている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

[illegible]